

# 京都府環境影響評価専門委員会次第

令和元年7月1日(月) 午前10時～  
御所西京都平安ホテル 朱雀の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

## 配付資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、傍聴要領
- 資料3 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 意見照会文
- 資料4 意見聴取文
- 資料5 環境影響評価法手続の流れ
- 資料6 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書の概要
- 資料7 委員事前提出意見

## 机上資料

- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書
- ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書要約書
- ・環境影響評価法パンフレット
- ・環境影響評価法例規集
- ・京都府環境影響評価条例例規集



## 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境	大気質
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授	水環境	悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授	地質・土壌環境	水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	その他の環境要素	環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

# 京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号  
改正 平成17年4月1日規則第25号  
改正 平成20年4月1日規則第21号  
改正 平成27年4月1日規則第41号  
改正 平成31年4月1日規則第23号

## (趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

## 附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。  
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあつては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。  
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

## 附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

# 附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

## 1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

## 2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

## 3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

## 4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあつては当該附属機関が、懇談会等にあつては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

## 5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

## 6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

## 7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

## 8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

# 傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定  
京都府環境影響評価専門委員会

## 1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

## 2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

## 3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。







鉄運幹一第190528001号  
令和元年5月31日

京都府知事 西脇 隆俊 様

独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村 隆志

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書の送付及び意見について

日頃より、当機構の鉄道建設事業の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

このたび、環境影響評価法第三条の三の規定に基づき、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書を作成しました。

つきましては、下記により、同計画段階環境配慮書を送付し、環境影響評価法第三条の七第一項及び主務省令（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）第十四条第一項の規定に基づき、環境の保全の見地からの関係する地方公共団体の長の意見を求めます。

記

1. 送付書類（別添資料）

- ①北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書
- ②北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書の要約版

2. 意見の提出を求める期間

令和元年6月1日から8月2日までの期間

以上



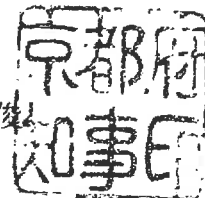




元環管第 215 号  
令和元年 7 月 1 日

京都府環境影響評価専門委員会  
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書に  
ついての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定により、下  
記の者から、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る計画段階環境配慮書につい  
ての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例  
（平成 10 年京都府条例第 17 号）第 40 条第 3 項の規定により、貴専門委員会の  
意見を求めます。

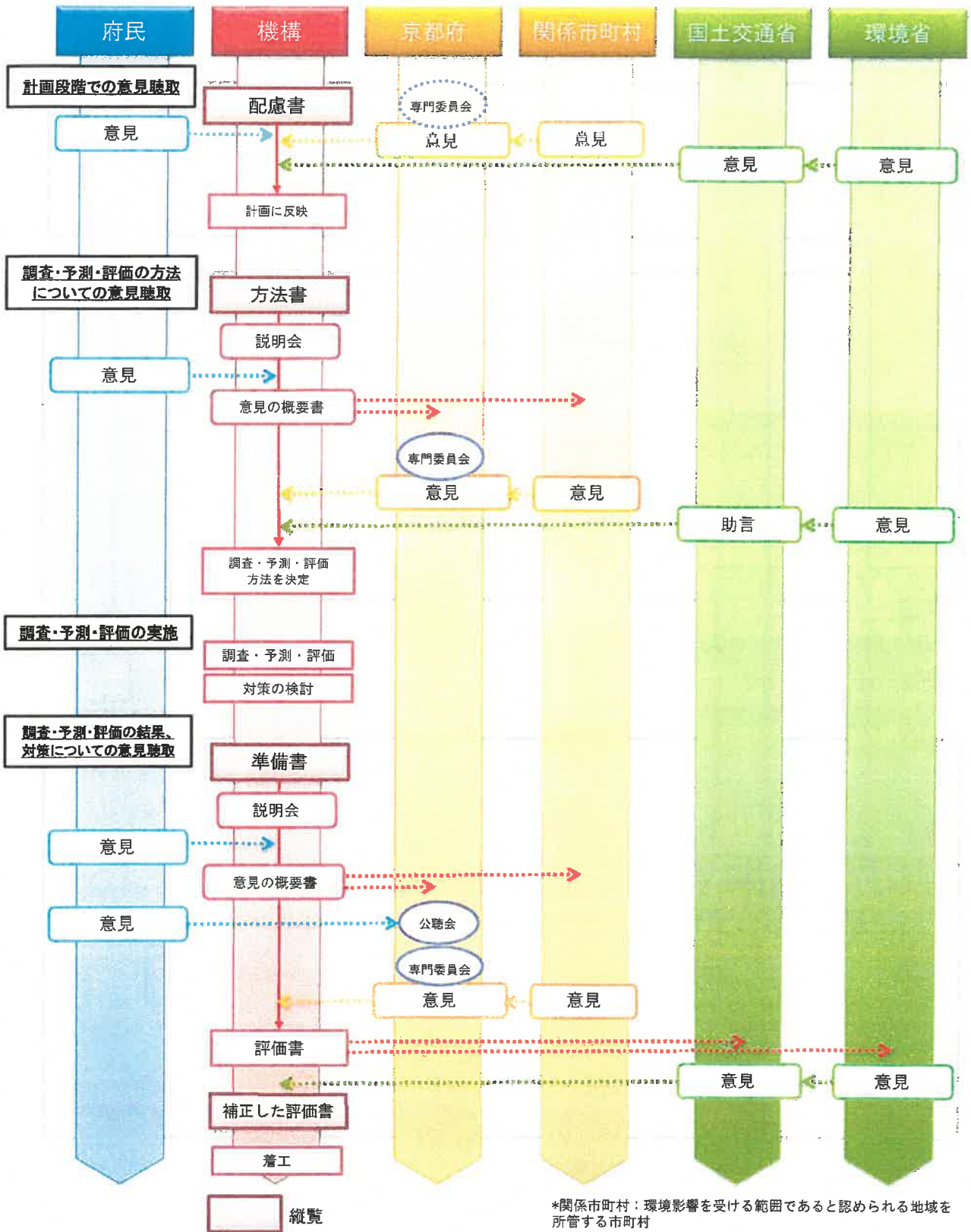
記

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 北村 隆志

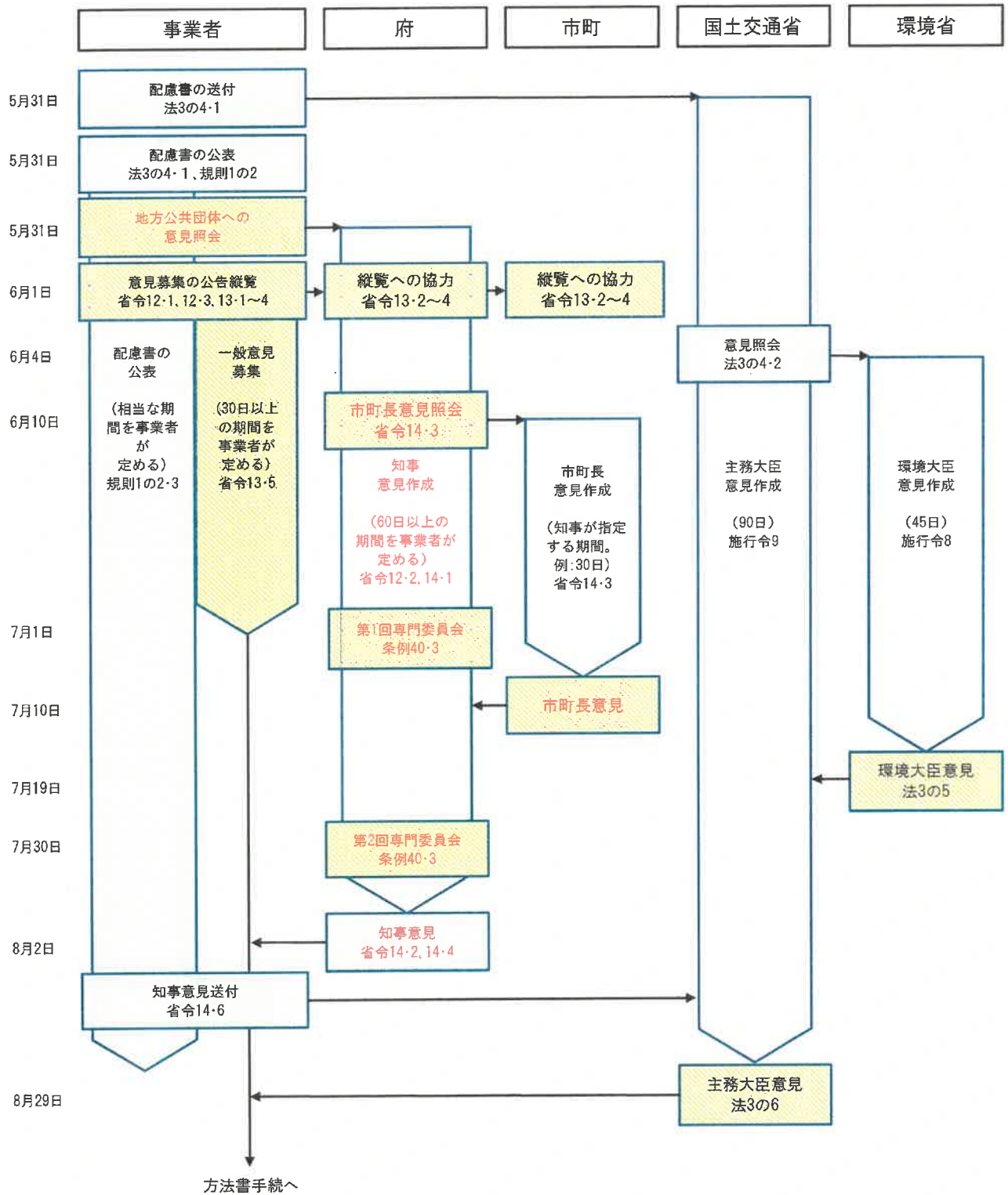


環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、  
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、  
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、  
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



# 北陸新幹線 配慮書手続の流れ



省略可能な手続。なお、事業者が地方公共団体への意見照会及び一般意見募集を行わない場合は理由を明らかにしなければならない(省令12-1)。

法  
施行令  
規則  
省令

：環境影響評価法  
：環境影響評価法施行令  
：環境影響評価法施行規則  
：鉄道事業に係る主務省令（鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）

## 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る配慮書の概要

事業者	名称 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 代表者 理事長 北村 隆志 所在地 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番目 1			
事業の内容	名称 北陸新幹線（東京都・大阪市間） 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第1種事業） 規模 敦賀駅を起点とし、新大阪駅を終点とする事業。敦賀駅、新大阪駅のほか、小浜市（東小浜）附近、京都駅、京田辺市（松井山手）附近に駅を設置する計画。			
事業実施想定区域	敦賀駅～新大阪駅間に係る区域 （配慮書時点では、具体的なルート案を単一に絞り込んでおらず、幅を持ったルート帯を示すことで、複数案と見なすものとする）			
事業実施想定区域及びその周囲の地域（京都府域）	南丹市、京都市、向日市、長岡京市、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市 （事業実施想定区域を含む市町とする）			
計画段階配慮事項の検討 ※工事中の影響は考慮しない	土地又は工作物の存在及び供用	明かり区間	鉄道施設の存在	水質、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
			鉄道の供用	騒音、振動、水質
	トンネル区間（山岳部）	鉄道施設の存在	水質、地下水、水資源、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
		鉄道の供用	騒音、低周波音、振動	
	トンネル区間（都市部）	鉄道施設の存在	水質、地下水、水資源、地形及び地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
		鉄道の供用	騒音、低周波音、振動、水質	





## 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書についての意見

京都府環境影響評価委員 佐古和枝（考古学）

## ◎質問① P.3-60の表3-2-17について

事業実施想定区域及びその周辺の埋蔵文化財の埋蔵文化財の数を示した表の最左端の欄に「埋蔵文化財包蔵地点」と「埋蔵文化財包蔵地範囲」とあります。考古学では「埋蔵文化財包蔵地」という用語は使いますが、「埋蔵文化財包蔵地範囲」という用語は使わないので、両者が併記されていることの意味がわかりません。その意味するところを教えてください。（それぞれに示された「箇所数」は、別物なのか重なるものがあるのかどうか）

## ◎質問② P.4-45の「総合評価」の「文化財」欄の説明について

明かり区間もトンネル区間も「対象となる文化財を回避する、またはやむを得ず通過する場合は影響が小さくなるよう構造等に配慮する」と記されています。しかし、すでに石川県や富山県で実施された北陸新幹線工事によって、数多くの遺跡が破壊されています。富山県内では、ルート上に63遺跡がみつき、そのうち38遺跡について9年間をかけて発掘調査がおこなわれました（富山県埋蔵文化財センター資料による）。これらの発掘調査は、建設事業で遺跡を（部分的にでも）破壊して工事をおこなうという場合に、工事に先立ち遺跡の記録を残す目的で実施されるものです。つまり、富山県では、計画地に存在した遺跡の半数以上が、（部分的にでも）破壊された、ということになります。

参考までに、石川県や福井県では、計画地に何箇所の埋蔵文化財があり、そのうち「回避」されたのが何箇所、「影響が小さくなるような配慮」がおこなわれたのが何箇所、工事のために破壊された埋蔵文化財が何箇所か、後日でいいので教えてください。また、「影響が小さくなるよう構造等に配慮」とは、具体的にどのような配慮がなされたのか、教えてください。

## ◎要望① P.4-45の「総合評価」の「文化財」欄の説明について

富山県の場合のように、計画地内の多くの埋蔵文化財が発掘調査（破壊）される可能性があるにもかかわらず、「総合評価」の「文化財」欄には、計画予定地内の埋蔵文化財を「発掘調査をする」という選択肢が記載されていません。

埋蔵文化財の場合、対応の仕方は次の2つしかないと思います。

①ルートを回避する、またはルートは現状通りだが埋蔵文化財を破壊しない方法で工事をおこなう（双方を含めて「回避」といえる）。

②やむを得ず埋蔵文化財を破壊する形で工事をおこなう場合、工事に先立ち建設予定地の範囲について発掘調査を実施し、埋蔵文化財を記録として残す（調査終了後に破壊）。

その評価についても、「文化財の影響は小さいと考えられることから、重大な環境影響の回避・低減が図られると考えられる」とは言い切れないことは、富山県の例をみても明らかです。

従って、本欄の文言は、たとえば次のように認識を改めるべきではないかと思います。

「対象となる文化財は回避する。やむを得ず埋蔵文化財を破壊する形で工事を実施する場合は、万全の体制をもって発掘調査を実施し、その成果を広く公開し、国民に還元する配慮をおこなう。」

## ◎要望② 京都府の場合

京都府の事業実施想定区域及びその周辺には、かなりの数の埋蔵文化財が存在しています(P. 3-60の表3-2-17)。P.2-5によると、「京都市及びその周辺においては、京都中心市街地、伏見酒造エリアを回避した区域を選定し、基本的に地下トンネルとするよう検討を行う」また、京都市の地下トンネルは「可能な限り道路等公共用地の下の活用を考慮し、必要に応じて「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の活用も検討する」とあり、明かり区間が少ないようなので、本工事によって埋蔵文化財が破壊されるリスクは少ないかもしれません。

それでも京都市周辺は1200年間続いたわが国の都の所在地であり、古代から近代まで時代を通じて遺跡が多く存在します。現在存在が知られていない範囲でも、埋蔵文化財が存在する可能性はあります。したがって、明かり区間や、トンネル区間でもトンネルとトンネルの間の谷部の埋蔵文化財の分布状況について、京都府および地元自治体の教育委員会と十分に協議・確認した上、文化財保護の対策をおこなうようお願いします。

また、トンネル区間であっても、地下トンネルの建設によって地下水の状況が変化して、地中に埋もれている文化財の保存状態が悪化するという可能性もあります。トンネル区間であっても、そのエリアの埋蔵文化財への配慮を怠らないようにしてください。

以上です。よろしくお願いいたします。